

ヒト生殖細胞からヒト胚を作成することの 倫理問題について

2014年7月25日
生命倫理専門調査会

上智大学
島 蘭 進

I . ヒト胚研究小委員会から振り返る

科学技術会議生命倫理委員会（1997-2001）

ヒト胚研究小委員会（委員長：岡田善雄）

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」平成12年3月6日

目次

第1章 ヒト胚研究をめぐる動向

1. 体外受精とヒト胚研究／2. ヒト胚性幹細胞の樹立／3. クローン胚等の研究／4. 諸外国の対応／5. 我が国における対応

第2章 ヒト胚の研究利用に関する基本的考え方

1. 基本認識／2. ヒト胚の位置付け／3. ヒト胚の研究利用に関する基本的考え方

第3章 ヒト胚性幹細胞について

1. 基本的考え方／2. ヒトES細胞の樹立の要件／3. ヒト胚性幹細胞の使用する研究の要件

第4章 ヒトクローン胚等の取り扱いについて

1. ヒトクローン胚等の取り扱いについての基本的考え方／2. ヒトクローン胚等の規制について

第5章 情報公開等

第6章 今後の課題

ヒト胚研究に関する基本事項(提案)

ヒト胚研究に関する基本事項(提案)

1. 基本理念

ヒト胚は、ヒトの他の細胞や組織とは異なり、いったん子宮に着床すれば成長して人になりうるという意味で、人の生命の萌芽として尊重されるべきものである。よって、ヒト胚の研究利用は、適切な枠組みの下、その研究の必要性和ヒト胚の生命の萌芽としての位置付けを比較考慮した上で、以下に示す事項に則って慎重に行われなければならない。

2. 研究内容

ヒト胚研究の内容は、人の生命の萌芽たるヒト胚を用いることについて、生命科学上の必要性和妥当性が認められるものでなければならないこと。また、人間の尊厳を侵すような研究は行わないこと。

3. 遵守事項

研究者が、ヒト胚研究の倫理的・社会的な影響を考慮して、厳格かつ誠実に研究を行うという責任を果たすため、以下の遵守事項を遵守することが必要である。

(1) 研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと。

(2) 研究目的で提供されるヒト胚は、提供者による廃棄する旨の意思決定が既に別途、明確になされていること。

以下 (3) ～ (5) 略

4. 妥当性の確認 (略)

5. 情報公開

ヒト胚研究の妥当性の確認状況、実施状況、成果等が公開されること。

第2章 ヒト胚の研究利用に関する基本的考え方

1. 基本認識／2. ヒト胚の位置付け／3. ヒト胚の研究利用に関する基本的考え方

2. ヒト胚の位置付け

我が国においては、体外受精の結果得られ、子宮に移植される前のヒト胚について、現在のところ民法上の権利主体や刑法上の保護の対象としての法的な位置付けはなされていない。しかしながら、ヒト胚は、いったん子宮に着床すれば成長して人になりうるものであり、ヒトの発生のプロセスは受精以降一連のプログラムとして進行し、受精に始まるヒトの発生を生物学的に明確に区別する特別の時期はない。

したがって、ヒト胚はヒトの生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトの他の細胞とは異なり、倫理的に尊重されるべきであり、慎重に取り扱わなければならないと考えられる。

第2章

3. ヒト胚の研究利用に関する基本的考え方

上記のように人の生命の萌芽としての意味を持つヒト胚を、人の誕生という本来の目的とは異なる研究目的に利用し、滅失する行為は、倫理的な面から極めて慎重に行う必要がある。ヒト胚の研究利用は一切行われるべきでないという見解もあるが、ヒト胚性幹細胞の樹立のように、医療や科学技術の進展に極めて重要な成果を産み出すことが想定されることも事実である。

以上の点から、ヒトの生命の萌芽として尊重されるべきという要請を考慮した上で、医療や科学技術の進展に重要な成果を産み出すため研究の実施が必要とされる場合には、不妊治療のために作られた体外受精卵であり廃棄されることの決定したヒト胚（余剰胚）を適切な規制の枠組みの下で研究利用することが、一定の範囲で許容され得ると考えられる。

その際、研究者が、ヒト胚研究の倫理的・社会的な影響を考慮して、厳格かつ誠実に研究を行うという責任を果たすため、特に以下の遵守事項に従って研究が行われることが必要である。

1) 研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと。

2) 以下略

◇余剰胚の利用は、それが廃棄を予定されているものだという前提があるから認められる。

◇「滅失する」こととともに「利用する」ことも問題。これは〈人の生命の手段化・道具化〉に関わること。

第3章 ヒト胚性幹細胞について

1. 基本的考え方

E S細胞の樹立は、人の生命の萌芽としてのヒト胚を用いるという点から慎重に行われなくてはならない。本委員会では、ヒトE S細胞についてその恩恵とヒト胚を滅失するとの問題点を考慮し、樹立の是非について検討を行った。その結果、以下に示すような、厳格な枠組みの下であれば樹立を認める事ができるとの結論に達した。

樹立されたE S細胞を使用する研究においては、現在のところ核移植や他の胚との結合等を行わなければ個体発生にはつながることはなく、**人の生命の誕生に関する倫理的問題**を生じさせることはないが、E S細胞の由来するところに鑑み、慎重な配慮が必要である。

すなわち、E S細胞が濫用されれば、いたずらにヒト胚の滅失を助長することにつながりかねず、樹立に際しての慎重な配慮を無にする結果となり得る可能性がある。また、あらゆる細胞に分化できる性質を持っていることから、倫理上の問題を惹起する可能性がある。

◇「人の生命の誕生に関する倫理的問題」と「ヒト胚の滅失」とは一致しない。「滅失」だけが問題なのではない。

◇〈人の生命を作る〉ことに本来の問題がある。それ自身、〈人の生命の道具・材料としての利用〉を含んでいる。

Ⅱ．受精胚作成を容認できるかどうか

ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方

(平成16年7月23日)

第1. はじめに	1
第2. ヒト受精胚	2
第3. 人クローン胚等の特定胚	9
1. 人クローン胚の位置付け	10
2. 人クローン胚の研究の背景と現状	10
3. 人クローン胚の取扱いの検討	12
4. その他の特定胚について	15
第4. 制度的枠組み	16
第5. むすび	19

第2．ヒト受精胚

1. ヒト受精胚の研究等の現
2. ヒト受精胚の位置付け
3. ヒト受精胚の取扱いの検討

2（3）ヒト受精胚の取扱いの基本原則

ア 「人の尊厳」を踏まえたヒト受精胚尊重の原則

既に述べたとおり、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」であるヒト受精胚は、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重しなければならない。

したがって、ヒト胚研究小委員会の報告に示されたとおり、「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」を原則とするとともに、その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とする。」

イ ヒト受精胚尊重の原則の例外

しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものである。このため、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、一定の条件を満たす場合には、たとえ、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないと考えられる。

ウ ヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件

イに述べた例外が認められるには、そのようなヒト受精胚の取扱いによらなければ得られない生命科学や医学の恩恵及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいたものであること、人に直接関わる場合には、人への安全性に十分な配慮がなされること、及びそのような恩恵及びこれへの期待が社会的に妥当なものであること、という3つの条件を全て満たす必要があると考えられる。

また、これらの条件を満たすヒト受精胚の取扱いであっても、人間の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、適切な歯止めを設けることが必要である。

3. ヒト受精胚の取扱いの検討

前述の基本原則をもとにヒト受精胚の取扱いについて、目的別の考察を行った。

(1) 研究目的のヒト受精胚の作成・利用

ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は、ヒト受精胚を損なう取扱いを前提としており、認められないが、基本原則における例外の条件を満たす場合も考えられ、この場合には容認し得る。

ア 生殖補助医療研究目的での作成・利用

生殖補助医療研究は、これまで体外受精の成功率の向上等、生殖補助医療技術の向上に貢献しており、今後とも、生殖補助医療技術の維持や生殖補助医療の安全性確保に必要と考えられる。こうした研究成果に今後も期待することには、十分科学的に合理性があるとともに、社会的にも妥当性がある。このため、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認し得る。

イ 先天性の難病に関する研究目的での作成・利用

現時点では、この分野の研究においてヒト受精胚の作成・利用を伴う研究を行う具体的必要性が確認できなかったが、容認する余地はあり、先天性の難病に関する研究が今後進展することを期待し、将来、必要性が生じた時点で改めて検討することとする。

ウ ヒトES細胞の樹立のための作成・利用

ヒト受精胚からのヒトES細胞の樹立については、ヒトES細胞を用いた研究の成果として期待される再生医療等の実現等の恩恵への期待に、十分科学的に合理性があるとともに、社会的妥当性もあるため、容認し得る。ただし、ヒト受精胚を新たに作成してヒトES細胞を樹立する必要性は、現時点では確認されなかった。

このため、ヒトES細胞の樹立に用いるためのヒト受精胚の作成を認めず、生殖補助医療の際に生じる余剰胚と呼ばれる移植予定のないヒト受精胚を利用する場合に限ってヒトES細胞の樹立を認める。